

# 平成25年度実施施策の事後評価の概要

平成26年度8月  
原子力規制委員会

# 平成25年度施策の概要

<p>施策名</p>	<p>原子力関連規制の実施</p>	<p>原子力災害対策</p>	<p>原子力規制行政に対する信頼の確保</p>
<p>施策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新たな規制基準を策定。</li> <li>➢ 改正原子炉等規制法及び放射線障害防止法の適切かつ厳正な執行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 原子力災害対策指針を策定。</li> <li>➢ 原子力災害対策の計画策定や円滑な実施を支援。</li> <li>➢ 原子力規制委員会における危機管理体制の整備。</li> <li>➢ 環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視と情報提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 独立性・中立性の確保。</li> <li>➢ 施策の有効性・効率性の向上。</li> <li>➢ 意思決定過程の透明化。</li> <li>➢ 人材の確保・育成。</li> <li>➢ 国際連携。</li> </ul>
<p>達成すべき目標</p>	<p>原子力・放射線施設の安全確保</p>	<p>危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和</p>	<p>原子力規制行政に対する信頼の確保</p>
<p>測定指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 原子力災害対策特別措置法第10条・第15条による通報件数</li> <li>➢ 公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数</li> <li>➢ 発電炉に係る新たな基準の策定</li> <li>➢ 運転期間延長認可制度の施行</li> <li>➢ 試験炉等に係る新たな基準の策定</li> <li>➢ 原子力・放射線施設の審査・検査等の実施</li> <li>➢ 東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価</li> <li>➢ 原子力安全研究計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 原子力災害対策指針に基づく地方公共団体による防災訓練の実施</li> <li>➢ 原子力災害対策指針に基づく地方公共団体による防災訓練の実施</li> <li>➢ 原子力防災訓練に係る研修の実施</li> <li>➢ 環境モニタリング結果の解析・公表</li> <li>➢ 事業者訓練評価ガイドラインの策定</li> <li>➢ 原子力災害医療体制の検討</li> <li>➢ 緊急時モニタリング体制の整備</li> <li>➢ 放射線モニタリングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合</li> <li>➢ ホームページの利用のしやすさ</li> <li>➢ 組織体制の強化</li> <li>➢ 職員研修プログラムの策定・運用</li> <li>➢ 国際機関や国内外の大学院や研究機関との人事交流</li> <li>➢ 主要国との協力に関する取決め等の締結等</li> <li>➢ 国際原子力機関(IAEA)が公表する保障措置実施報告書における評価</li> </ul>

# 施策1 原子力関連規制の実施（評価の総括）

## 目標達成度合いの測定結果：目標達成

発電炉及び試験炉等の新たな規制基準の策定及びその適合性審査の着実な実施、東京電力福島第一原子力発電所の実施計画の遵守状況の確認等、原子力・放射線施設における事故・トラブルを防止する取組を行っており、当該施設の安全確保の目標達成に資していることから、目標達成と判断した。

## 主な測定指標ごとの評価

### 原子炉等規制法に基づく新規制基準の策定

- 原子炉等規制法に基づく新規制基準の策定・施行については、運転期間延長認可制度、試験炉等に対する新規制基準も含め、期までに行った。その際には、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、海外の規制基準も確認しながら、世界で最も厳しい水準の規制基準となるよう議論を行った。

### 原子力・放射線施設の審査・検査等の実施

- 新規制基準に係る事業者からの申請（実用発電用原子炉については10原子力発電所17プラント、加工施設6施設、再処理施設1施設、廃棄物管理施設2施設、使用済燃料貯蔵施設1施設）について、新規制基準に基づく適合性審査を開始。
- **引き続き、新規制基準に係る事業者からの申請について、厳格かつ適切に審査を進める必要がある。**

# 主な測定指標ごとの評価

## 原子力・放射線施設の審査・検査等の実施

- 原子炉等規制法に基づく施設定期検査、保安検査及び事業者に対する放射線障害防止法に則った審査・検査について、滞りなく実施。
- **引き続き、法令に基づく検査等について、確実に実施することが必要である。**
- 旧原子力安全・保安院での検討において、発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた6つの発電所については、有識者会合を開催し、現地調査と評価会合を実施。
- **発電所敷地内の破砕帯の追加調査について、今後も透明性の確保に留意しながら評価書の取りまとめ等を行うことが必要である。**

## 東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価

- 東京電力福島第一原子力発電所に対しては、実施計画の遵守状況や事故・トラブルへの対応等についての確認、事故原因に係る技術的な検証等を実施。
- 東京電力社長と原子力規制委員会委員長の面会で職場環境の整備等について要請。
- **今後も、引き続き東京電力の取組を確認する必要がある。**  
**併せて、事故原因に係る技術的な調査を進めていく必要がある。**

## 原子力安全研究計画

- 「原子力規制委員会における安全研究について」をとりまとめ、公表。
- **安全の追求には終わりはなく継続的な安全向上が重要であり、規制基準に常に最新の技術的知見が反映されるよう、安全研究や国内外の運転経験について情報収集等を行う必要がある。**

## 施策2 原子力災害対策（評価の総括）

### 目標達成度合いの測定結果：相当程度進展あり

緊急時のモニタリング体制のあり方及び安定ヨウ素剤の事前配布方法の具現化、緊急時活動レベルの改訂等を行っており、危機管理体制整備が進展している。また地方公共団体や原子力事業者の防災訓練等、事故時の対策に実効性を持たせるための取組を行っており、事故の影響緩和の目標達成に資している。測定指標のうち、達成が△となっている地方公共団体の防災訓練の実施については1県を除き、全ての道府県で実施されており、全体としては相当程度進展があったと考えられる。

## 主な測定指標ごとの評価

### 原子力防災訓練

- 平成25年10月に川内原子力発電所を対象として行われた、国、原子力事業者、地方公共団体等が一体となって実施する原子力総合防災訓練に参加した。
- 原子力事業者の防災訓練について評価を行うため、原子力事業者訓練報告会を開催し、原子力事業者の訓練についての評価を行った。
- **引き続き、自治体が行う防災訓練等に積極的に参加する等、臨機応変に対応出来る対応力を充実する必要がある。**

# 主な測定指標ごとの評価

## 放射線モニタリング

- 原子力規制委員会が司令塔機能を担い、総合モニタリング計画に沿って陸域、海域等のモニタリングを実施し、毎週ホームページにおいて公表した。
- 今後も総合モニタリング計画に沿ってきめ細かいモニタリングに取り組む。  
また、国内外に対しては、モニタリングの結果を積極的に分かりやすく情報提供する必要がある。

## 核セキュリティ対策

- 原子力事業者の策定する核物質防護規定について、原子炉等規制法に基づき、59事業者に対し、核物質防護規定の遵守状況の検査を実施した。
- 核セキュリティに関しては、平成17年に採択された核物質防護条約の改正の締結のため、平成26年2月、核物質防護条約の国内担保法である「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」を政府として閣議決定し、第186回国会に提出した。

## 施策3 原子力規制行政に対する信頼確保（評価の総括）

### 目標達成度合いの測定結果：目標達成

組織統合等原子力規制の機能の一元化、独立性・中立性・透明性の確保、人材の確保・専門性の向上、国際的な連携の強化等、信頼性のある行政組織にするための取組を行っており、国民の原子力規制行政への信頼向上の目標達成に資していることから、目標達成と判断した。

### 主な測定指標ごとの評価

#### 透明性・中立性の確保

- 原子力規制委員会及び各種検討会合等の会議の議事、議事録及び資料等の原則公開、被規制者との面談に係る情報公開、記者会見等の実施。
- 原子力規制委員会委員の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を遵守。
- **今後も、以上のような取組を推進する必要がある。**

#### 組織体制の強化

- 原子力規制委員会は、25年4月より、放射線モニタリング、放射性同位元素等からの障害防止に係る規制及び核燃料物質等が平和目的以外に利用されていないことを担保する保障措置に関する事務を所掌。
- 26年3月、原子力安全基盤機構の組織及び業務が原子力規制委員会へ統合された。合わせて、原子力規制委員会全体の専門性の向上を着実に実施するため、原子力安全人材育成センターが設置されるとともに、長官官房、原子力規制部、放射線防護対策部が置かれた。

# 主な測定指標ごとの評価

## 人材の確保・専門性の向上

- 実務経験者の中途採用、新規採用の実施、原子力規制に関する専門研修及び原子力工学の知識の維持・向上のための研修等を実施。
- 国内の関連大学院や国際機関への職員を派遣。
- 今後、研修の体系、人材育成・研修に係る制度・環境の整備等を行い、人材育成を着実に進める必要がある。

## 国際的な連携の強化

- 国際原子力規制者会議(INRA)の主催、海外の原子力規制機関等との二国間取決め等文書の締結等を実施。
- 引き続き、国際機関や海外の原子力規制機関への職員の派遣を継続する。  
また、ベトナム、トルコ等原子力導入新興国との原子力規制情報の交換に向けての二国間の取決め等の文書の作成を着実に進める。
- IAEAの総合的規制評価サービス(IRRS)及び国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)の受入れを表明。
- IRRS及びIPPAS受入れについては、今後準備を進める必要がある。